

介護職員等処遇改善加算にかかる 情報公表（見える化要件）について

令和8年6月の介護報酬改定により、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や労働化に取り組む介護サービス事業所等の介護職員に対して賃上げ支援を推進するとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を行うことを目的に現在実施している加算です。

当該加算を算定するにあたり、介護職員等処遇改善加算の取得状況と処遇改善に関する取り組み（賃金改善以外）についてホームページ等を活用した見える化を行っているという要件を算定している必要があります。この要件に基づき以下のとおり公表いたします。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取組み（賃金以外）について、以下の通り公表します。

事業所における加算の取得状況

■特定事業所加算

地区	住宅名	事業所種別	事業所加算	基本報酬からの加算
大阪府	ハートランド枚方	訪問介護ハートランド枚方	なし	加算なし
	ハートランド高槻	訪問介護ハートランド高槻	Ⅱ	10%加算
		通所介護しさんて高槻	なし	加算なし
	ハートランド守口	訪問介護ハートランド守口	Ⅱ	10%加算
	ハートランド東大阪	訪問介護ハートランド東大阪	Ⅰ	20%加算
	ハートランド布施	訪問介護ハートランド布施	Ⅰ	20%加算
	ルグラン北花田	訪問介護ルグラン北花田	Ⅱ	10%加算
	ハートランド羽曳野	訪問介護ハートランド羽曳野	Ⅰ	20%加算
ハートランド雷田林	訪問介護ハートランドつつ山	Ⅱ	10%加算	
京都府	ハートランド洛北	訪問介護ハートランド洛北	Ⅱ	10%加算
	ハートランド岩倉	訪問介護ハートランド岩倉	Ⅱ	10%加算
	ハートランド桂	訪問介護ハートランド桂	Ⅱ	10%加算
滋賀県	ハートランド山科	訪問介護ハートランド山科	Ⅱ	10%加算
	ハートランド南志賀	訪問介護ハートランド南志賀	Ⅱ	10%加算
奈良県	ハートランド湖西	訪問介護ハートランド湖西	Ⅱ	10%加算
	ハートランド瀬田	訪問介護ハートランド瀬田	Ⅱ	10%加算
	ハートランド奈良	訪問介護ハートランド奈良	Ⅱ	10%加算
和歌山県	ハートランド生駒	訪問介護ハートランド生駒	Ⅱ	10%加算
	ハートランド和歌山	訪問介護ハートランド和歌山	Ⅰ	20%加算
岡山県	ルグラン和歌山	通所介護しさんて和歌山	なし	加算なし
	ハートランド倉敷	訪問介護ハートランド倉敷	なし	加算なし

■処遇改善加算

種別	加算率
加算Ⅰ口	訪問介護 28.7%
	通所介護 12.0%
加算Ⅱ口	訪問介護 26.6%
	通所介護 11.8%

地区	住宅名	事業所種別	処遇改善加算
大阪府	ハートランド枚方	訪問介護ハートランド枚方	Ⅱ口
	ハートランド高槻	訪問介護ルグラン高槻	Ⅰ口
		通所介護しさんて高槻	Ⅱ口
	ハートランド守口	訪問介護ハートランド守口	Ⅰ口
	ハートランド東大阪	訪問介護ハートランド東大阪	Ⅰ口
	ハートランド布施	訪問介護ハートランド布施	Ⅰ口
	ルグラン北花田	訪問介護ルグラン北花田	Ⅰ口
	ハートランド羽曳野	訪問介護ハートランド羽曳野	Ⅰ口
ハートランド雷田林	訪問介護ハートランドつつ山	Ⅰ口	
京都府	ハートランド洛北	訪問介護ハートランド洛北	Ⅰ口
	ハートランド岩倉	訪問介護ハートランド岩倉	Ⅰ口
	ハートランド桂	訪問介護ハートランド桂	Ⅰ口
滋賀県	ハートランド山科	訪問介護ハートランド山科	Ⅰ口
	ハートランド南志賀	訪問介護ハートランド南志賀	Ⅰ口
奈良県	ハートランド湖西	訪問介護ハートランド湖西	Ⅰ口
	ハートランド瀬田	訪問介護ハートランド瀬田	Ⅰ口
	ハートランド奈良	訪問介護ハートランド奈良	Ⅰ口
和歌山県	ハートランド生駒	訪問介護ハートランド生駒	Ⅰ口
	ハートランド和歌山	訪問介護ハートランド和歌山	Ⅰ口
岡山県	ルグラン和歌山	通所介護しさんて和歌山	Ⅱ口
	ハートランド倉敷	訪問介護ハートランド倉敷	Ⅱ口

職場環境等要件等、賃金改善以外の改善の内容

① 入職促進に向けた取組

- 法人や事業所法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組み構築

② 資質向上やキャリアアップに向けた支援

- エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等を担う担当者）制度等導入
- 上位者・担当者によるキャリア相談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

③ 自立支援・多様な働き方の推進

- 職員の事情他への状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規社員から正規社員への転職の制度等の整備
- 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実

④ 原病を含む心身の健康管理

- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

- タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の導入による業務量の低減
- 現場の課題の見える化（課題の抽出）を実施
- 業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。間接業務がある場合は、介護助手等を活用

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

⑦ ケアプランデータ連携システム導入

- 今まで、手渡し、メール、FAXなどでやり取りしていたケアプランや介護サービスの実績がオンラインで行うことができるシステムの導入。入力する時間を節約できるほか、突合が容易になり、入力ミスによる退院請求も少なくなり生産性の向上が見込める。